

非常天災時の放課後児童クラブの対応について

時刻	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
平常時												
①午前6時 臨時休業の措置基準に示された 事態が発生した場合												
② 在校中に注意報発令 (暴風警報等が出ていない場合)												
③ 在校中に暴風警報等発令 13時以前に暴風警報等発令												
④ 在校中に警報発令 13時以降に暴風警報等発令												
⑤給食中止措置があり 午前中に下校する場合												
⑥在校中に震度5弱以上の地震が 発生した場合												

※「暴風警報」「大雨警報」「特別警報」「避難指示」をまとめて、「暴風警報等」と表記する。